

労働者派遣法に基づく情報公開

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況
2024 年 6 月の労働者派遣事業報告書（年度報告）を基に情報を公開いたします。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	労働者派遣の 料金の平均 (1 日 8 時間あたりの額)	派遣労働者の 賃金の平均 (1 日 8 時間あたりの額)	マージン率
53 人	9 件	19,502 円	14,618 円	25.0%

※賃金には、給料・手当・退職金・交通費等を含みます。

※マージン率には、下記事項が含まれません。

- ・ 会社負担する労災保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料
- ・ 労働者が有給休暇を取得した際に支払う賃金
- ・ 営業、管理、採用活動の事業運営にあたる派遣労働者以外の人件費
- ・ 事業運営上必要となるシステム維持費、オフィス賃料、求人広告費などの諸費用
- ・ 営業利益

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項教育訓練に関する事項 キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先（03-5564-2131）

3. 福利厚生に関する事項

- ・ 各種社会保険（労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険）
- ・ 定期健康診断受診
- ・ 年次有給休暇
- ・ 通勤手当支給

4. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

- ① 労使協定を締結しているか否か
締結済み
- ② 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ③ 労使協定の有効期間
2025 年 3 月 31 日

以上